

市の人口と世帯数

◆人口 86,946人(-62人) ◆男 43,477人(-31人) ◆女 43,469人(-31人)
 ◆世帯 35,295世帯(-42世帯)
 ※平成25年1月1日現在の推計人口。()内は前月比。

◆**聞こえのことなんでも相談**
 時 2月17日(日)13時30分～15時30分
 場 小倉公会堂
 内 聞こえについての講演や座談会
 対 市内在住の中途失聴者・難聴者と
 その家族(2月15日(金)まで)。
 ◆**聞こえの相談会**
 時 2月28日(休)13時～16時
 場 聴覚言語障害者支援センター
 内 聴覚測定と補聴器相談
 対 市内在住の難聴者
 定 先着5人(2月22日(金)まで)。
 ◆**共通**
 内 言語聴覚士が応じる

聴覚言語障害者支援センター

TEL 64・3911、FAX 64・3912

◆**若者サポートステーション相談**
 時 2月15日(金)10時～16時
 場 中丹広域振興局
 内 弁護士が応じる(先着10人)
 申 2月15日(金)9時から電話で同振興
 局(☎62・2500)へ。
 ◆**府民無料法律相談**
 時 2月18日(日)13時30分から
 場 就業支援センター
 内 進路・就職・転職や心の悩み、自
 立支援相談など
 対 15～40歳とその家族(先着5人)
 申 前日までに住所、氏名、電話番号
 を電話かファクスで同センター(☎
 63・0810、FAX 62・4589)へ。

2月の市民無料相談

◆**市民相談課**、☎66・1006
 ◆**行政書士相談**
 時 6日(水)10時～13時(場)市役所本館
 内 官公署への提出書類や遺言書、遺
 産分割協議書など
 ◆**巡回市民・行政相談**
 時 12日(火)13時30分～15時30分
 場 西総合会館
 ◆**市民法律相談**
 時 15日(金)13時から
 場 西総合会館
 内 市職員と行政相談委員が応じる
 ◆**司法書士法律相談**
 時 7日(休)13時30分～16時30分
 場 西総合会館
 内 司法書士が応じる
 ◆**公証相談**
 時 19日(火)13時30分～15時30分
 場 市役所本館
 内 遺言書や契約書など公正証書の作成
 ◆**土地家屋調査士相談**
 時 19日(火)13時30分～15時30分(場)市役所
 本館内土地の分筆や合筆、境界問
 題、家屋の新・増築、滅失など
 ◆**療育相談**
 時 2月12日(火)と25日(月)13時30分～15
 時30分
 場 地域生活支援センターみずなぎ
 内 専門のスタッフが応じる
 対 市内在住の障害児・者とその家族
 問 電話かファクスで同センター(☎
 64・3766、FAX 64・3958)へ。

2月の市民無料相談

◆**市民相談課**、☎66・1006
 ◆**行政書士相談**
 時 6日(水)10時～13時(場)市役所本館
 内 官公署への提出書類や遺言書、遺
 産分割協議書など
 ◆**巡回市民・行政相談**
 時 12日(火)13時30分～15時30分
 場 西総合会館
 ◆**市民法律相談**
 時 15日(金)13時から
 場 西総合会館
 内 市職員と行政相談委員が応じる
 ◆**司法書士法律相談**
 時 7日(休)13時30分～16時30分
 場 西総合会館
 内 司法書士が応じる
 ◆**公証相談**
 時 19日(火)13時30分～15時30分
 場 市役所本館
 内 遺言書や契約書など公正証書の作成
 ◆**土地家屋調査士相談**
 時 19日(火)13時30分～15時30分(場)市役所
 本館内土地の分筆や合筆、境界問
 題、家屋の新・増築、滅失など
 ◆**療育相談**
 時 2月12日(火)と25日(月)13時30分～15
 時30分
 場 地域生活支援センターみずなぎ
 内 専門のスタッフが応じる
 対 市内在住の障害児・者とその家族
 問 電話かファクスで同センター(☎
 64・3766、FAX 64・3958)へ。

小学校入学通知書を送付

今年4月に小学校へ入学する児童
 (平成18年4月2日～19年4月1日
 生まれ)の入学通知書を保護者あて
 に送付しました。届いていない人は
 学校教育課へ連絡を。
 問 学校教育課(☎66・1072)

東・西図書館を臨時休館

蔵書の点検作業のため東・西図書
 館を休館します。休館中、本の返却
 は玄関横の「本のポスト」を利用
 ください。また、返却は東・西図書
 館どちらでもできます。
 ◆**東図書館**：2月18日(月)～21日(木)
 ◆**西図書館**：2月25日(月)～28日(木)
 問 東図書館(☎62・0190)、西
 図書館(☎75・5406)

文化財の保存に補助金

地域に伝わる貴重な文化資料・伝
 統行事を保存・保全するための補助
 金を受けることができます。
 対 ◆江戸時代以前に建てられた神社・
 寺院の建物修理◆室町時代以前の仏
 像、明治時代以前の仏画・ふすま絵
 など美術工芸品の補修、保全に必要
 な収蔵庫の整備◆太鼓、屋台など民
 俗文化資料の修理や衣装の購入など

2月の徴収強化月間

市では、公平・公正の確保と健全
 な財政運営を維持するため、債権管
 理の適正化に向けた取り組みを進め
 ています。2月は徴収強化月間とし
 て滞納者に文書や電話などによる納
 付催告等を実施。市の貴重な財源と
 なる保険料や使用料などの公平な負
 担にご協力をお願いします。
 問 企画政策課(☎66・1042)

舞鶴市の面積が増加

舞鶴湾内の埋め立てに伴い、舞鶴
 市の面積が342.39平方メートルにな
 りました。埋め立てが完成した地区
 は次のとおり。
 ◆**青井地区**：0.063ha
 ◆**下安久地区**：3.622ha
 問 都市計画課(☎66・1048)

登記事項証明書

登記事項証明書はインターネッ
 トの「登記・供託オンライン申請
 システム」(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>)を利
 用して請求することができます。ま
 た、同システムで請求すると料金が
 窓口交付1通500円、郵送570
 円(通常は700円)で発行できま
 す。ぜひご利用ください。
 問 法務局舞鶴支局(☎76・0858)

施設の休館日

◆中央公民館…第4月曜日◆東・南・西・加佐公民館、大浦・城南会館…毎週月曜日◆東・西図書館…毎週月
 曜日と祝日(土・日曜日の場合は開館)、毎月末日(土・日・月曜日の場合は火曜日)◆田辺城資料館、郷土
 資料館…毎週月曜日(祝日の場合はその翌々日)と祝日の翌日◆総合文化会館、市民会館、陶芸館…毎週月曜
 日(祝日の場合はその翌日)◆勤労者福祉会館…第3水曜日◆引揚記念館、東・文化公園体育館…第3木曜日。

◆**人権なんでもお気軽相談**
 時 毎週月曜日(休日の場合は翌日)
 13時30分～16時30分

相談

◆**法務局舞鶴支局**
 場 面接相談(個室)・電話相談
 ◆**特設人権相談所**
 時・場 ◆第2木曜日：城南会館
 ◆第3木曜日：南公民館
 いずれも9時～12時
 内 面接相談(個室)
 ◆**共通**
 内 人権擁護委員が応じる
 問 法務局舞鶴支局(☎76・0858)

◆**行政書士相談**
 時 6日(水)10時～13時(場)市役所本館
 内 官公署への提出書類や遺言書、遺
 産分割協議書など
 ◆**巡回市民・行政相談**
 時 12日(火)13時30分～15時30分
 場 西総合会館
 ◆**市民法律相談**
 時 15日(金)13時から
 場 西総合会館
 内 市職員と行政相談委員が応じる
 ◆**司法書士法律相談**
 時 7日(休)13時30分～16時30分
 場 西総合会館
 内 司法書士が応じる
 ◆**公証相談**
 時 19日(火)13時30分～15時30分
 場 市役所本館
 内 遺言書や契約書など公正証書の作成
 ◆**土地家屋調査士相談**
 時 19日(火)13時30分～15時30分(場)市役所
 本館内土地の分筆や合筆、境界問
 題、家屋の新・増築、滅失など
 ◆**療育相談**
 時 2月12日(火)と25日(月)13時30分～15
 時30分
 場 地域生活支援センターみずなぎ
 内 専門のスタッフが応じる
 対 市内在住の障害児・者とその家族
 問 電話かファクスで同センター(☎
 64・3766、FAX 64・3958)へ。

2月の市民無料相談

◆**市民相談課**、☎66・1006
 ◆**行政書士相談**
 時 6日(水)10時～13時(場)市役所本館
 内 官公署への提出書類や遺言書、遺
 産分割協議書など
 ◆**巡回市民・行政相談**
 時 12日(火)13時30分～15時30分
 場 西総合会館
 ◆**市民法律相談**
 時 15日(金)13時から
 場 西総合会館
 内 市職員と行政相談委員が応じる
 ◆**司法書士法律相談**
 時 7日(休)13時30分～16時30分
 場 西総合会館
 内 司法書士が応じる
 ◆**公証相談**
 時 19日(火)13時30分～15時30分
 場 市役所本館
 内 遺言書や契約書など公正証書の作成
 ◆**土地家屋調査士相談**
 時 19日(火)13時30分～15時30分(場)市役所
 本館内土地の分筆や合筆、境界問
 題、家屋の新・増築、滅失など
 ◆**療育相談**
 時 2月12日(火)と25日(月)13時30分～15
 時30分
 場 地域生活支援センターみずなぎ
 内 専門のスタッフが応じる
 対 市内在住の障害児・者とその家族
 問 電話かファクスで同センター(☎
 64・3766、FAX 64・3958)へ。

2月の市民無料相談

◆**市民相談課**、☎66・1006
 ◆**行政書士相談**
 時 6日(水)10時～13時(場)市役所本館
 内 官公署への提出書類や遺言書、遺
 産分割協議書など
 ◆**巡回市民・行政相談**
 時 12日(火)13時30分～15時30分
 場 西総合会館
 ◆**市民法律相談**
 時 15日(金)13時から
 場 西総合会館
 内 市職員と行政相談委員が応じる
 ◆**司法書士法律相談**
 時 7日(休)13時30分～16時30分
 場 西総合会館
 内 司法書士が応じる
 ◆**公証相談**
 時 19日(火)13時30分～15時30分
 場 市役所本館
 内 遺言書や契約書など公正証書の作成
 ◆**土地家屋調査士相談**
 時 19日(火)13時30分～15時30分(場)市役所
 本館内土地の分筆や合筆、境界問
 題、家屋の新・増築、滅失など
 ◆**療育相談**
 時 2月12日(火)と25日(月)13時30分～15
 時30分
 場 地域生活支援センターみずなぎ
 内 専門のスタッフが応じる
 対 市内在住の障害児・者とその家族
 問 電話かファクスで同センター(☎
 64・3766、FAX 64・3958)へ。

2月の市民無料相談

◆**市民相談課**、☎66・1006
 ◆**行政書士相談**
 時 6日(水)10時～13時(場)市役所本館
 内 官公署への提出書類や遺言書、遺
 産分割協議書など
 ◆**巡回市民・行政相談**
 時 12日(火)13時30分～15時30分
 場 西総合会館
 ◆**市民法律相談**
 時 15日(金)13時から
 場 西総合会館
 内 市職員と行政相談委員が応じる
 ◆**司法書士法律相談**
 時 7日(休)13時30分～16時30分
 場 西総合会館
 内 司法書士が応じる
 ◆**公証相談**
 時 19日(火)13時30分～15時30分
 場 市役所本館
 内 遺言書や契約書など公正証書の作成
 ◆**土地家屋調査士相談**
 時 19日(火)13時30分～15時30分(場)市役所
 本館内土地の分筆や合筆、境界問
 題、家屋の新・増築、滅失など
 ◆**療育相談**
 時 2月12日(火)と25日(月)13時30分～15
 時30分
 場 地域生活支援センターみずなぎ
 内 専門のスタッフが応じる
 対 市内在住の障害児・者とその家族
 問 電話かファクスで同センター(☎
 64・3766、FAX 64・3958)へ。

2月の市民無料相談

◆**市民相談課**、☎66・1006
 ◆**行政書士相談**
 時 6日(水)10時～13時(場)市役所本館
 内 官公署への提出書類や遺言書、遺
 産分割協議書など
 ◆**巡回市民・行政相談**
 時 12日(火)13時30分～15時30分
 場 西総合会館
 ◆**市民法律相談**
 時 15日(金)13時から
 場 西総合会館
 内 市職員と行政相談委員が応じる
 ◆**司法書士法律相談**
 時 7日(休)13時30分～16時30分
 場 西総合会館
 内 司法書士が応じる
 ◆**公証相談**
 時 19日(火)13時30分～15時30分
 場 市役所本館
 内 遺言書や契約書など公正証書の作成
 ◆**土地家屋調査士相談**
 時 19日(火)13時30分～15時30分(場)市役所
 本館内土地の分筆や合筆、境界問
 題、家屋の新・増築、滅失など
 ◆**療育相談**
 時 2月12日(火)と25日(月)13時30分～15
 時30分
 場 地域生活支援センターみずなぎ
 内 専門のスタッフが応じる
 対 市内在住の障害児・者とその家族
 問 電話かファクスで同センター(☎
 64・3766、FAX 64・3958)へ。

2月の市民無料相談

◆**市民相談課**、☎66・1006
 ◆**行政書士相談**
 時 6日(水)10時～13時(場)市役所本館
 内 官公署への提出書類や遺言書、遺
 産分割協議書など
 ◆**巡回市民・行政相談**
 時 12日(火)13時30分～15時30分
 場 西総合会館
 ◆**市民法律相談**
 時 15日(金)13時から
 場 西総合会館
 内 市職員と行政相談委員が応じる
 ◆**司法書士法律相談**
 時 7日(休)13時30分～16時30分
 場 西総合会館
 内 司法書士が応じる
 ◆**公証相談**
 時 19日(火)13時30分～15時30分
 場 市役所本館
 内 遺言書や契約書など公正証書の作成
 ◆**土地家屋調査士相談**
 時 19日(火)13時30分～15時30分(場)市役所
 本館内土地の分筆や合筆、境界問
 題、家屋の新・増築、滅失など
 ◆**療育相談**
 時 2月12日(火)と25日(月)13時30分～15
 時30分
 場 地域生活支援センターみずなぎ
 内 専門のスタッフが応じる
 対 市内在住の障害児・者とその家族
 問 電話かファクスで同センター(☎
 64・3766、FAX 64・3958)へ。

2月の市民無料相談

◆**市民相談課**、☎66・1006
 ◆**行政書士相談**
 時 6日(水)10時～13時(場)市役所本館
 内 官公署への提出書類や遺言書、遺
 産分割協議書など
 ◆**巡回市民・行政相談**
 時 12日(火)13時30分～15時30分
 場 西総合会館
 ◆**市民法律相談**
 時 15日(金)13時から
 場 西総合会館
 内 市職員と行政相談委員が応じる
 ◆**司法書士法律相談**
 時 7日(休)13時30分～16時30分
 場 西総合会館
 内 司法書士が応じる
 ◆**公証相談**
 時 19日(火)13時30分～15時30分
 場 市役所本館
 内 遺言書や契約書など公正証書の作成
 ◆**土地家屋調査士相談**
 時 19日(火)13時30分～15時30分(場)市役所
 本館内土地の分筆や合筆、境界問
 題、家屋の新・増築、滅失など
 ◆**療育相談**
 時 2月12日(火)と25日(月)13時30分～15
 時30分
 場 地域生活支援センターみずなぎ
 内 専門のスタッフが応じる
 対 市内在住の障害児・者とその家族
 問 電話かファクスで同センター(☎
 64・3766、FAX 64・3958)へ。

公民館定期講座 25年度の受講生を募集

あなたも何か、始めませんか

各公民館が1年を通じて開催する定期講座の平成25年度受講生を募集します。版画やヨガ、実用習字など108講座を用意。いずれも対象は初心者で市内在住か在勤の18歳以上。開催日時、定員、参加費などは各講座で異なります。申し込みは、2月1日(金)～3月16日(土)に各公民館へ(★は新講座)。

- ◆**中央公民館(☎62・0400)**
 ★実用習字、★消しゴムはんこづくり、★尺八、★詩吟、★あんぎん編み、★生け花(池坊)、茶道(裏千家)、ドライ&プリザーブドアレンジメント、低カロリー料理、ビーズアクセサリ、こころと体を軽くするヨガ、いきいき楽しく歌声サロン、絵手紙
- ◆**東公民館(☎62・1237)**
 ★合唱、★セルフマッサージ&骨盤ストレッチ、大正琴、心とからだの楽々ヒーリングヨガ、着物着付け、書道、高齢者キーボード、フラワーアレンジメント、旬の料理、初めての盆栽(小品と山野草)、生け花(池坊)、パッチワーク・キルト、想作手扇、茶道(裏千家)、韓国語、中国語、野外ハイク・自然観察
- ◆**南公民館(☎62・0288)**
 ★版画、★ヨガ、実用習字、着付け、健康体操、料理、いきいき楽しく歌いましょう、押し花、ロマンボール、フラワーデザイン、華道(池坊)、和風ちぎり絵、太極拳、大正琴、絵手紙、茶道(裏千家)
- ◆**西公民館(☎75・6501)**
 書道、手芸手編み、謡曲(観世流)、実用書道、中国語、韓国語、華道(池坊)、ペン習字、前結び着付け、絵手紙、洋画、パッチワーク・キルト、茶道(裏千家)、オカリナ、からだに優しい体操、版画、墨絵、俳句、写真
- ◆**加佐公民館(☎83・0014)**
 らくらくヨガ、華道(池坊)、短歌、民謡、囲碁、健康体操(ストレッチ)、トールペイント、箏曲(生田流)、料理、着物着付け、大正琴、自然観察と野外ハイク
- ◆**大浦会館(☎68・2010)**
 華道(池坊)、健康料理、新舞踊、民謡、大正琴、カラオケ、トールペインティング、絵手紙
- ◆**城南会館(☎78・1800)**
 ★初歩からの囲碁、★水彩画、★楽しい書道、★実用書道、★詩吟、★洋裁、★いきいき楽しく歌いましょう、ヨガ、料理、華道(嵯峨御流)、茶道(裏千家)、創作山野草、男性料理、太極柔力球、トラベル英会話、パン&お菓子、ビーズアクセサリ、プランター菜園、前結び着付け、ウクレレ、ギター、陶芸、木好大工

高浜町からのお知らせ

第9回 若狭たかはまひなまつり



約100軒の各商店や民家が参加し、さまざまな人形に出会えます。また、空き店舗を利用した休憩所、心温まる催しも開催。旧丹後街道の高浜の街並みを散策しながらお楽しみください。

【期間】2月15日(金)～3月3日(日)
 【場所】高浜町本町商店街周辺
 【問い合わせ先】若狭高浜観光協会(☎0770・72・0338)

▲近隣市町の広報紙面を交換し、互いの情報を広範囲にお知らせする企画。高浜町の広報紙2月号には舞鶴市の情報が掲載されます。
 23 maizuru 2013.2-1

催し 教室・講座 募集 子育て 相談 その他

催し 教室・講座 募集 子育て 相談 その他